

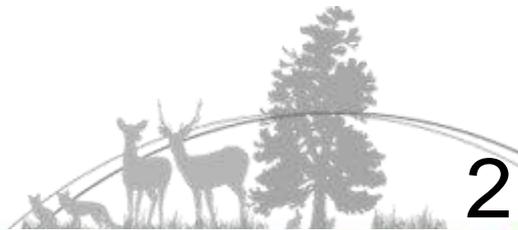
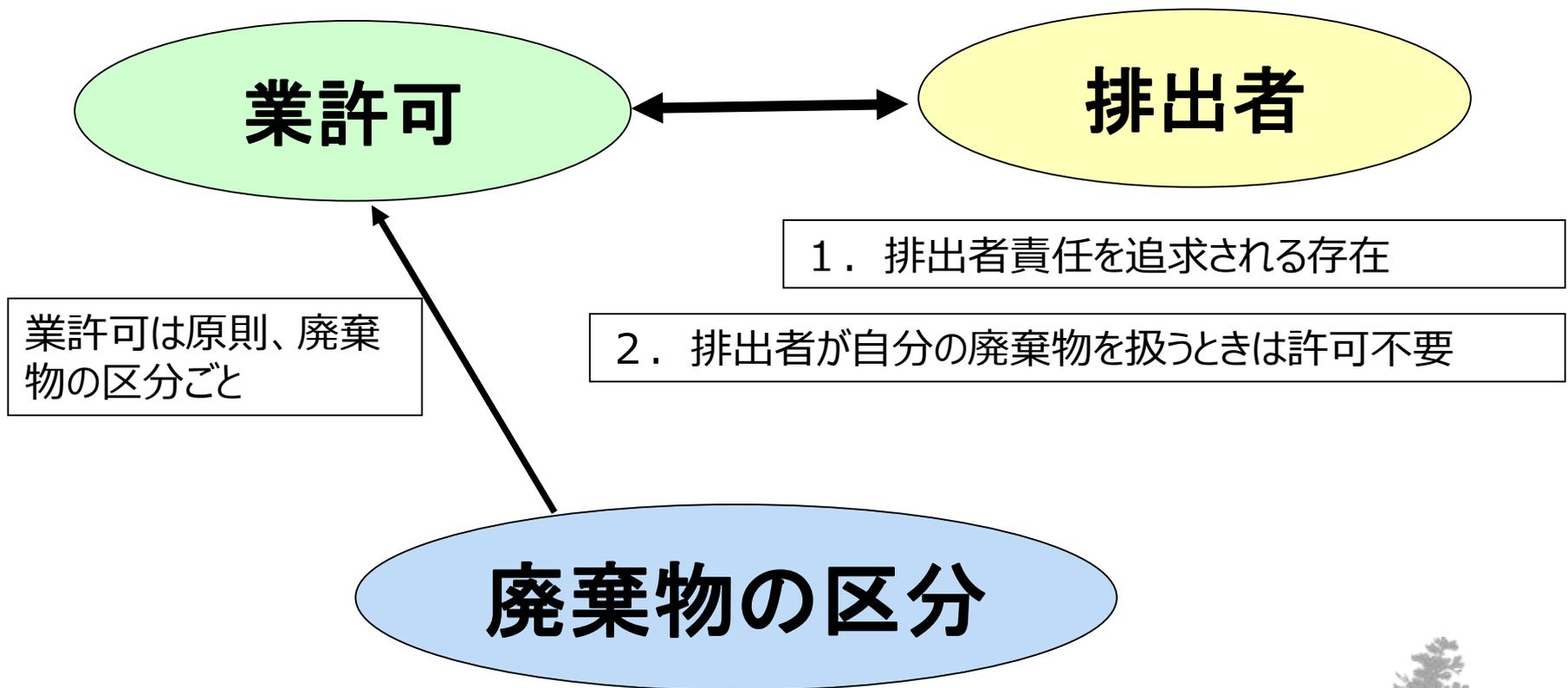
第1講 廃棄物処理法の基礎



BUN環境課題研修事務所

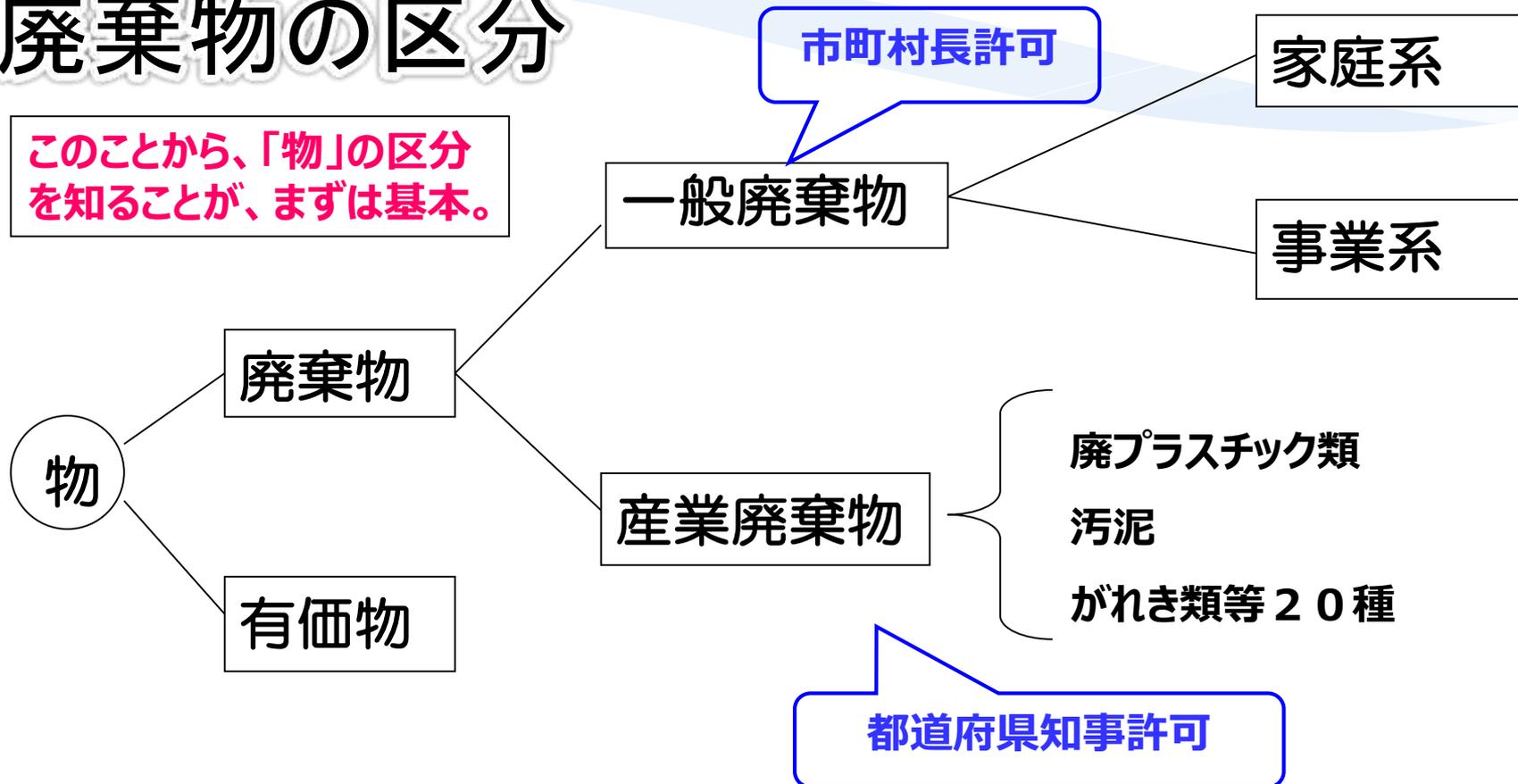


廃棄物処理法3つの基礎要素



廃棄物の区分

このことから、「物」の区分を知ることが、まずは基本。

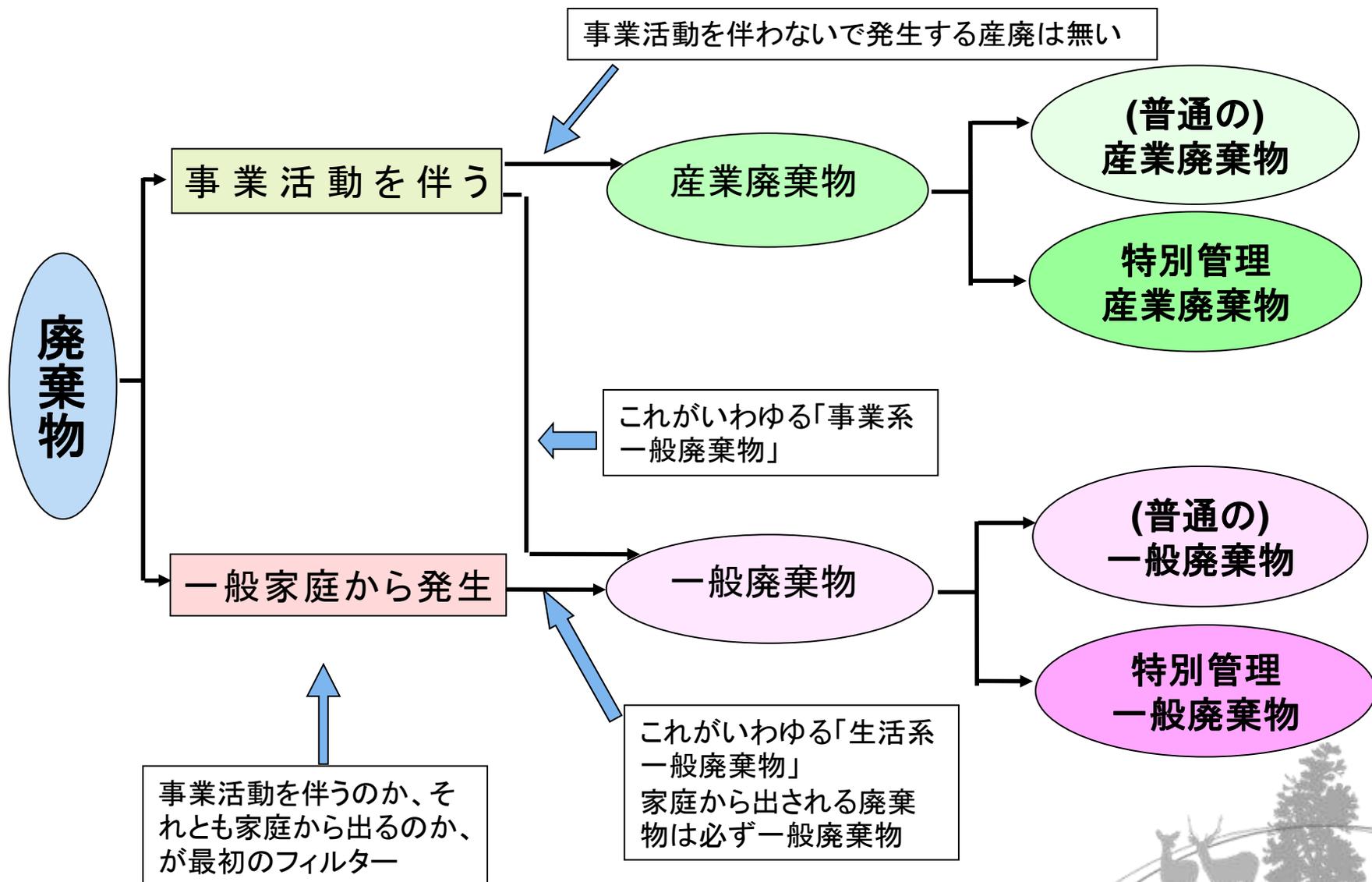


許可が産廃と一廃で別のため、「一廃の許可業者」であっても、産廃を扱えば「無許可」となる。

産廃は種類ごとの許可なので、「廃プラスチック類」の許可を持っていても、「汚泥」の許可を持たない会社が扱えば、「無許可」となる。



観点を変えた区分



産業廃棄物の区分

番号	名称	業種指定有無	指定業種等	安定型、管理型の別	番号	名称	業種指定有無	指定業種等	安定型、管理型の別
1	燃え殻	無し	—	管理型	12	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等	管理型
2	汚泥	無し	—	管理型					
3	廃油	無し	—	埋立禁止	13	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等	管理型
4	廃酸	無し	—	埋立禁止					
5	廃アルカリ	無し	—	埋立禁止	14	繊維くず	有り	建設業、繊維工業	管理型
6	ゴムくず	無し	—	安定型	15	動植物性残渣	有り	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	管理型
7	金属くず	無し	—	安定型	16	動物のふん尿	有り	畜産農業	管理型
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無し	—	安定型	17	動物の死体	有り	畜産農業	管理型
9	鋳さい	無し	—	管理型	18	ばいじん	△	備考：集じん施設によつて集められたもの等	管理型
10	廃プラスチック類	無し	—	安定型	19	処理物	△	備考：廃棄物を処分するために処理したものと畜場等	管理型
11	がれき類	無し	—	安定型	20	動物系固形不要物	有り	と畜場等	管理型

■ 「がれき」の違い



廃棄物処理法の「がれき」

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条

(5) 第二条第九号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。)

(産業廃棄物)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

九 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物



日本語としての「がれき」

大辞泉の解説

かわらと小石。

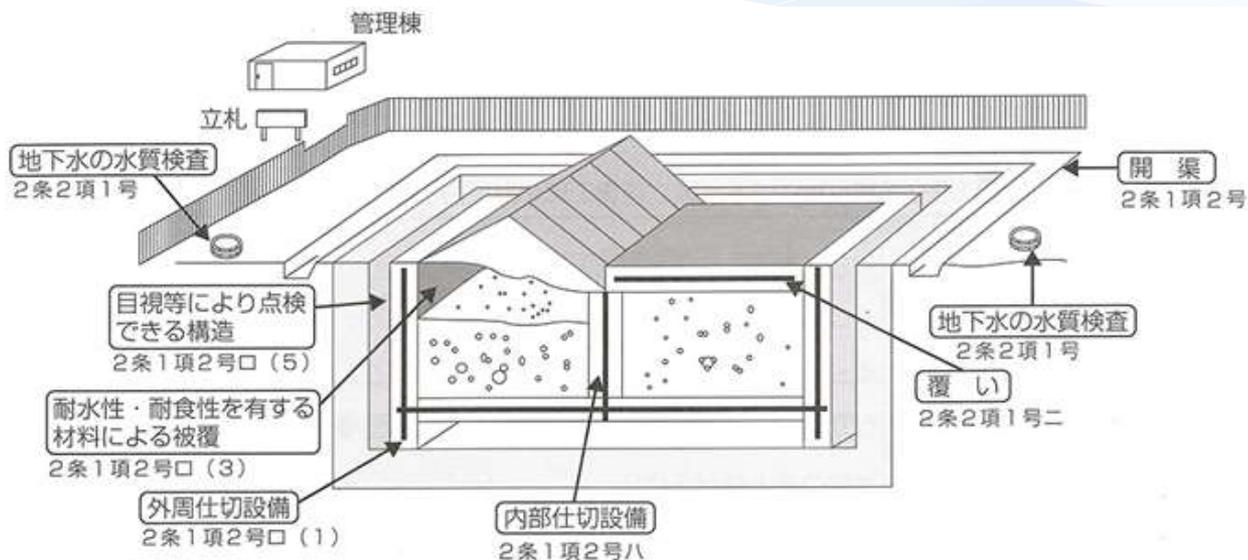
破壊された建造物の破片など。

日本語としては、地震、津波、水害等により発生した建造物の残骸等を全て、「がれき」と称している。だから、コンクリート、アスファルトの他にも木くず、紙くず、繊維くず、プラスチックなども「がれき」と称している。

しかし、廃棄物処理法ではコンクリート、アスファルトしか「がれき類」とは呼称しない。

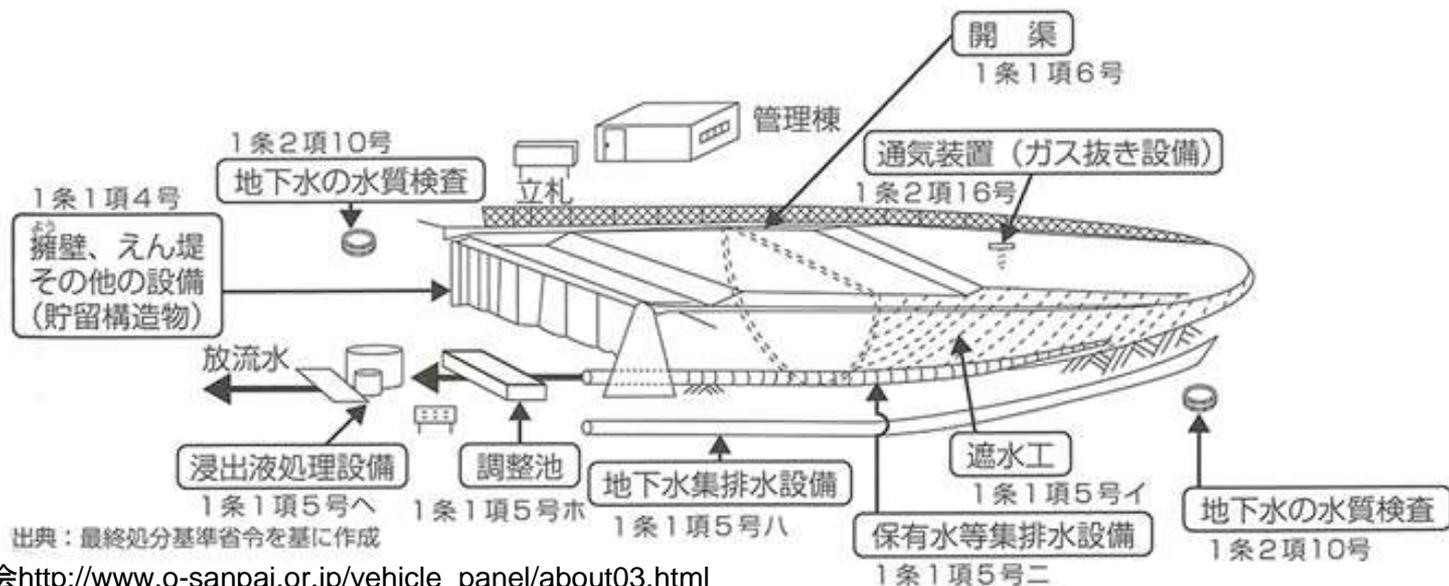
■ 最終処分場の種類

(遮断型)



出典：最終処分基準省令を基に作成

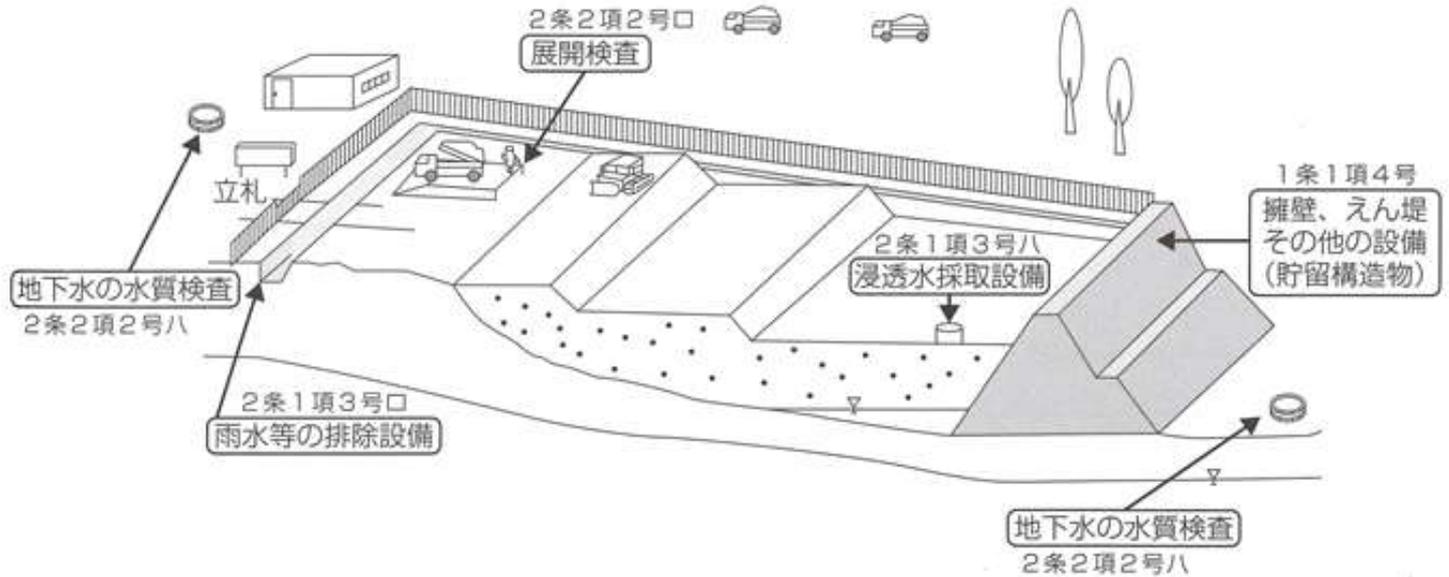
(管理型)



出典：最終処分基準省令を基に作成

出典：大阪府産業廃棄物協会 http://www.o-sanpai.or.jp/vehicle_panel/about03.html

(安定型)



【埋立対象物】

●遮断型

燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじん(判定基準を超えるもの)

●管理型

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、廃石膏ボード、燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじん等(燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじんについては判定基準以下のもの)

●安定型

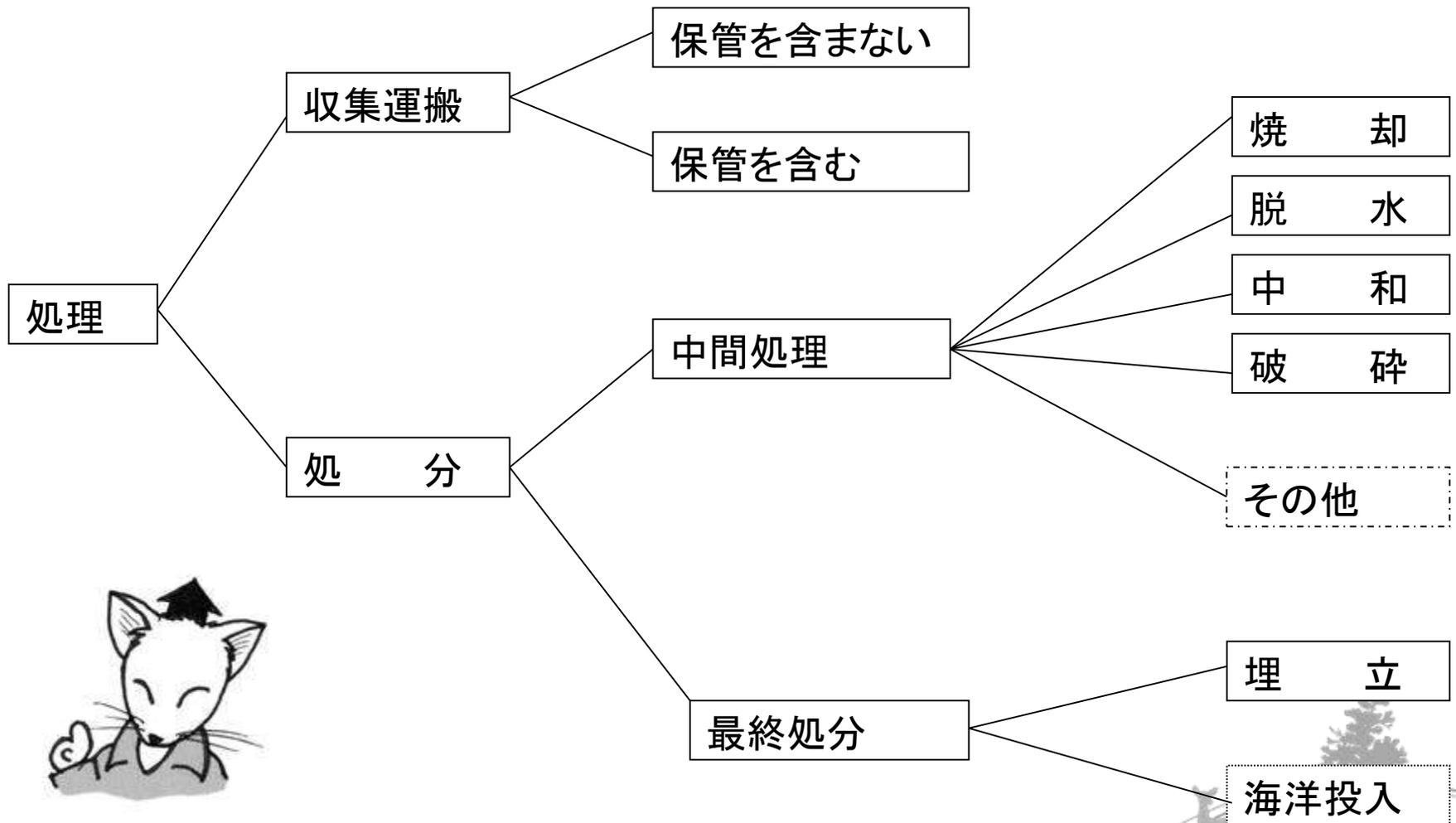
廃プラスチック類(シュレッターダスト、鉛含有廃プリント配線板、有害物質や有機物質が混入・付着している廃容器包装を除く)、**ゴムくず**、**金属くず**(シュレッターダスト、鉛含有廃プリント配線板、不要な鉛蓄電池の電極、鉛製の不要な管又は板、有害物質や有機物質が付着している廃容器包装を除く)、**ガラスくず**、**コンクリートくず及び陶磁器くず**(シュレッターダスト、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボード、有害物質や有機物質が付着している廃容器包装を除く)、**がれき類**、環境大臣が指定する産業廃棄物

〈安定型産業廃棄物〉

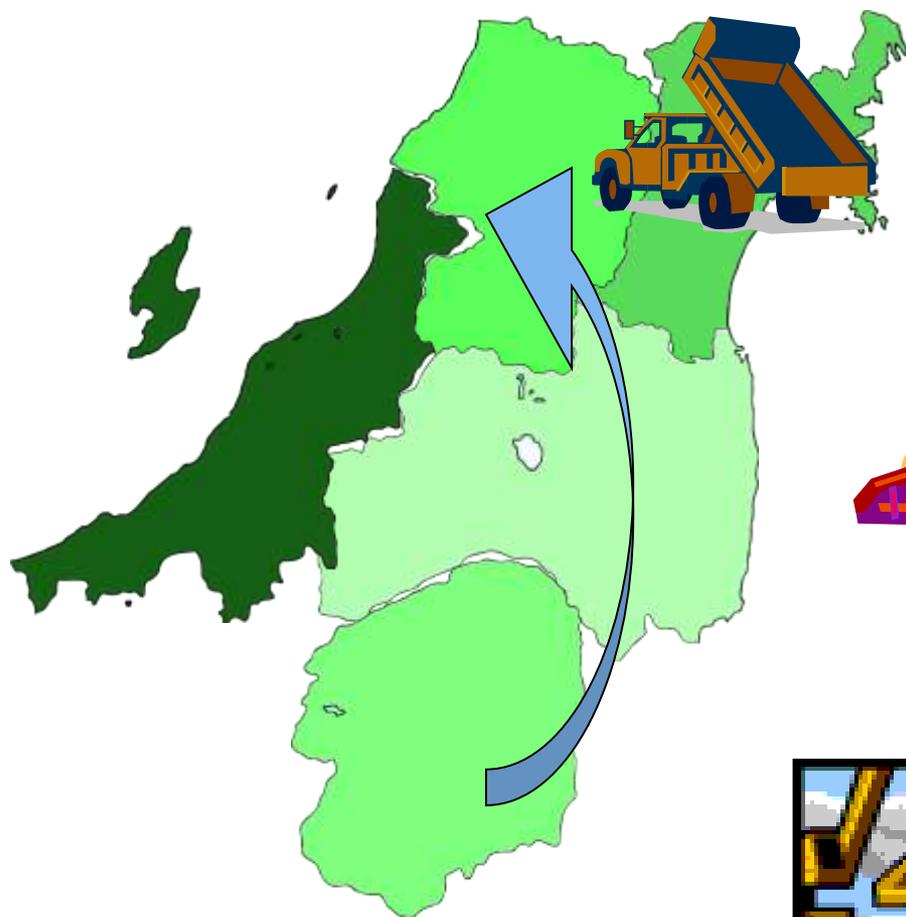
- ① 廃プラスチック (除く物あり)
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず (除く物あり)
- ④ ガラスくず (除く物あり)



「廃棄物の処理」の種類



積み降しの場所で許可



降ろす県で収集運搬の許可が必要(山形県)



単に通過するだけの県では許可は不要(福島県)



積み込む県で収集運搬の許可が必要(栃木県)



政令市内で積替保管をして、非政令市で降す場合の産業廃棄物処理業許可



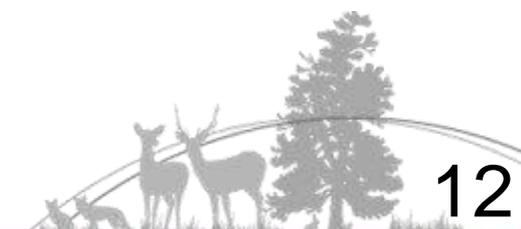
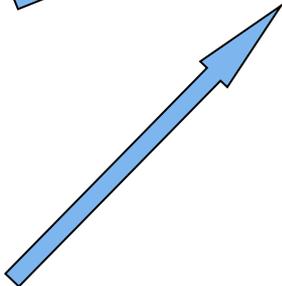
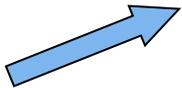
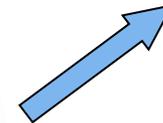
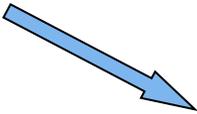
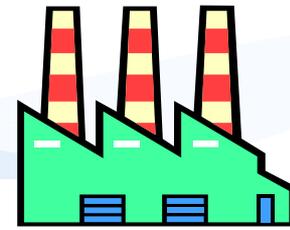
降ろす県で収集運搬の許可が必要(宮城県)



積み込む政令市で収集運搬の許可が必要(仙台市)



積替え保管



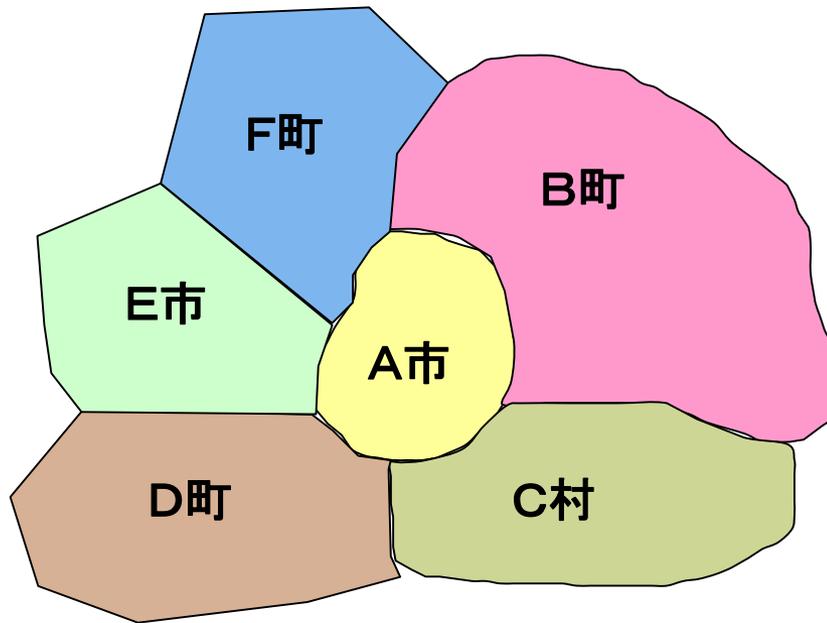
政令市で積み、非政令市で降す場合の産業廃棄物処理業許可（積替保管無し）



積み込みが政令市でも、降ろす場所が同一県内の収集運搬の許可は県の許可だけでOK。

積み降ろしが逆のパターンも県の許可だけでOK。

一般廃棄物処理の難しさ



一般廃棄物の場合も、積み卸しを行う場所で許可は必要。
このため、広域的な処理を行うためには、多くの市町村の許可が必要になる。

しかし、一般廃棄物は市町村の自治事務であり、市町村自らによる処理を原則としていることから、市町村一般廃棄物処理計画にマッチしない一般廃棄物処理業の許可は行わない。



廃棄物処理法の許可の種類



業・施設の別	許可の種類	許可権限者	法律の条文
営業	一般廃棄物収集運搬業	市町村長	第7条第1項
	一般廃棄物処分業	市町村長	第7条第6項
	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事	第14条第1項
	産業廃棄物処分業	都道府県知事	第14条第6項
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事	第14条の4第1項
	特別管理産業廃棄物処分業	都道府県知事	第14条の4第6項
施設設置	一般廃棄物処理施設	都道府県知事	第8条第1項
	産業廃棄物処理施設	都道府県知事	第15条第1項

知事の許可の一部は政令市長が行うのもある。



処理業許可区分のルール

処理業の許可は①品物(廃棄物の種類)②行為(処理の種類)③エリアで違ってくる

処理業の許可はどこか一つの県だけで、一種類だけ取得すれば、日本全国で全ての廃棄物に関して有効であるというものではないので、注意を要する。

- (1) 一般廃棄物、産業廃棄物の別で別個に許可が必要
- (2) 収集運搬と処分とは別個に許可が必要
- (3) 許可権限者ごとに別個に許可が必要
- (4) 産業廃棄物は産業廃棄物の種類ごとに許可が必要

「一廃と産廃の区別や産廃の種類をしっかりと覚えておかないと、「無許可」行為をしてしまう恐れが多分にある」
(最高刑懲役5年)

[無許可業者に委託してしまう恐れが多分にある]
(最高刑懲役5年)



特管と普通物は別物(注意！！)

- ・運転免許ならタクシーを運転できる二種免許を持っていれば、当然自家用車は運転できる。
- ・危険物取扱者でも甲種を持っていたら、乙種、丙種の免許で取扱う物品は当然取扱いできる。

一般的に考えれば、普通物より取扱いが難しい特管物を取扱う許可があれば、当然普通物は取扱うことができると考えがちである。

しかし、廃棄物処理法の許可は前述のとおり「**特管と普通物の許可は別物**である。」から注意をしなければならぬ。

例えば、

- ・PH2以下の強酸を扱える特管産廃業の許可を持っていても、PH6の弱酸は普通物の許可を持っていなければ扱えない。
- ・燃え易い廃油を取扱えても、燃えにくい廃油は扱えない。
- ・有害物を高濃度で含んでいる汚泥を扱えても低濃度で含んでいたり、全く含んでいない汚泥は扱えない。



産業廃棄物の収集
運搬業許可を取消
〈宮城県〉
宮城県は昨年12月22
日、大西建設興業（宮
城県栗原市）の産業廃
棄物収集運搬業の許可
を取り消した。

ダイジエスト



同社は、法定の除外
事由がないにもかかわらず、宮城県知事の許
可を受けないで201
9年1月12日から20年
2月7日までの間、他
社から木くず168・
3立方メートルを含む産業廃
棄物の処分を受託し、

北から南から

敷地内に設置された焼
却炉で処分した。
それが廃棄物処理法
第14条第6項および法
第14条第15項の規定に
違反し、法第14条の3
の2第1項第5号に該
当するため、今回の処
分に至った。

収集運搬と処分業は別物。
処分業無許可を理由に収集運搬業取消。

ダイジェスト 北から南から



収集運搬業許可取消
無許可営業などで

〈琦玉県〉

琦玉県は9月6日、
廃棄物処理法違反で朝
霞資源回収センター

(琦玉県朝霞市、鈴木
隆社長)の産業廃棄物
収集運搬業(積替え保
管を除く)の許可を取
り消した。

処分理由は、同社が
2016年2月2日か
かに搬入し、積替えお

ら5月10日までの間に
7回、排出事業者から
収集運搬を受託した産
業廃棄物を栃木県知事
の許可を受けていない
のに、栃木県内の中間
処理業者に運搬した。
また、さいたま市長お
よび琦玉県知事から産
業廃棄物収集運搬業
(積替え保管を含む)
の許可を受けていない
にもかかわらず、16年
1月16日から5月27日

よび保管をした。
さらに16年1月16日
から5月27日までの
間、少なくとも57回、
法第12条の3第1項に
規定する事項の一部の
みが記載された産業廃
棄物管理票の交付を受
けて、排出事業者から
産業廃棄物の引き渡し
を受けた。以上のこと
が、琦玉県の産業廃棄
物処理業者および産業
廃棄物処理施設設置者
に対する不利益処分に
係る処分基準を踏まえ
ると、法第14条の3第
1項に該当し、状況が
特に重いとときに該当し
た。このことにより法
第14条の3の2第1項
第5号に基づき許可取
消を行った。

琦玉県の許可と栃木県の許可
は別物。
栃木県の無許可を理由に琦玉
県の許可取消。

無許可業者に産廃処理委託疑い

2/21 T (17)
豊島区と職員ら24人書類送検

ピアノや棚などの産業廃棄物の処理を許可がない業者に委託していたなどとして、警視庁生活環境課は二十二日、産業廃棄物処理法違反(委託基準違反)の疑いで、東京都豊島区と同区の職員と元職員の男女二十四人を書類送検した。このうち、さいたま市在住の男性職員(金)は「処分の仕方知らなかった。法律違反と思わなかった」と容疑を認めている。

送検容疑では、二〇一五年三月～一八年六月、同区役所の八つの課から排出された産業廃棄物百十六点の収集運搬や処分を、都知事からの許可を受けていない業者に委託していたとされる。

同課は二十一日、委託を受注した運搬会社や楽器会社など七法人と七人の代表者も同法違反(受託禁止違反)の疑いで書類送検した。同課によると、契約した業

者は区に出入りしていた業者で、廃棄物処理は随意契約で決めていたという。

委託した百十六点の契約額は八千円～六十二万円。受託した七社は、いずれも自社「みなど」として処分しており、不法投棄の事実などは確認されていない。

同課によると、無許可業者への委託は一八年七月、豊島区の定期監査などで発覚。同年九月に警視庁に相談があり、捜査していた。

豊島区や職員 書類送検

産廃処理 無許可業者に委託疑い

区役所などで使っていたエアコンやピアノなどを捨てる際、産業廃棄物の処理の許可を得ていない業者に委託したとして、警視庁生活環境課は21日、東京都豊島区の課長

ら職員24人と、法人としての同区を産廃物処理法違反容疑で書類送検した。同課によると、同法違反容疑で地方自治体が摘発されるのは異例。同課によると、職員ら

は全員容疑を認め「産廃のルールを知らなかった」「違反だとは思わなかった」などと供述しているという。同課は処理を受託した建設会社や運送会社ら法人7社も同法違反容疑で書類送検した。各社が自社ゴミとして処理し、不法投棄はなされていなかったという。

送検容疑は2015年3月～18年6月、豊島区で業務上不必要となった電化製品や家具、卓球台など産業廃棄物116点の収集・運搬と処理を、都から許可を得ていない7社に委託した疑い。18年7月に区の内部監査で発覚し、区が警視庁に相談していた。

日経 2020.2.21

廃棄物処理法罰則

第25条

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 無許可営業
- 二 不正許可取得
- 三 無許可変更
- 四 不正変更許可取得
- 五 命令違反
- 六 無許可業者委託
- 七～十三(省略)

- 十四 不法投棄
- 十五 不法焼却
- 十六 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)保管、収集、運搬又は処分者
- 2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

県“身内”に行政指導

県消防防災ヘリや県警ヘリの廃燃料の収集運搬業務を必要な許可を得ないまま請け負ったとして、県環境対策課は23日、高岡郡日高村の事業者を24日から30日間の事業停止処分にした。ただ、業務を委託したのは同課の“身内”の担当部署で、県と県警の計3課に対して、適正に対応するよう文書で行政指導した。

引火性があるヘリの廃燃料は、産業廃棄物の中でも危険性の高い「特別管理産業廃棄物」に当たり、収集運搬には専用の許可が必要となる。県

委託業者無許可収集廃燃料ヘリ

の危機管理・防災課と消防政策課、県警本部の地域課はその業務を2019年度から「高知廃油処理センター」（高岡郡日高村）に委託していたが、同社は許可を受けていなかった。

今年1月に県庁内のチェックで分かり、いずれも委託先を変更した。廃燃料が「特別管理」に当たれることを認識していなかったといい、県危機管理部は「あってはいけないことで反省している。再発防止に努める」としている。

（大山泰志）

令和3年6月
24日
高知新聞

適用条文、業者

普通の産業廃棄物である廃油についてはこちら

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

引火点が低い廃油については、特別管理産業廃棄物なのでこちら

(特別管理産業廃棄物処理業)

第十四条の四 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。)その他環境省令で定める者については、この限りでない。

廃棄物処理法罰則

該当罰則

第25条

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(無許可)

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者

(不法投棄)

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

排出者側違反条文、普通産廃

(事業者の処理)

第十二条(簡略表現)

5 事業者(中略)は、その産業廃棄物(中略)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

省令 (産業廃棄物の運搬を委託できる者、BUNさん流簡略表現)

第八条の二の八 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 三 第九条各号に掲げる者(許可を要しない者)
- 四 環境大臣再生利用認定者
- 五 環境大臣広域処理認定者
- 六 環境大臣無害化処理認定者

排出者側違反条文、特管産廃

(事業者の処理)

第十二条の2(簡略表現)

5 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

省令(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者、BUNさん流簡略表現)

第八条の十四 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 第十条の十一各号に掲げる者(許可を要しない者)
- 三 環境大臣広域処理認定者
- 四 環境大臣無害化処理認定者

廃棄物処理法罰則

第25条

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 無許可営業

二 不正許可取得

三 無許可変更

四 不正変更許可

五 命令違反

六 無許可業者委託

七～十三(省略)

十四 不法投棄(第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者)

十五 不法焼却

十六 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)保管、収集、運搬又は処分者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第1講 廃棄物処理法の基礎



BUN環境課題研修事務所

